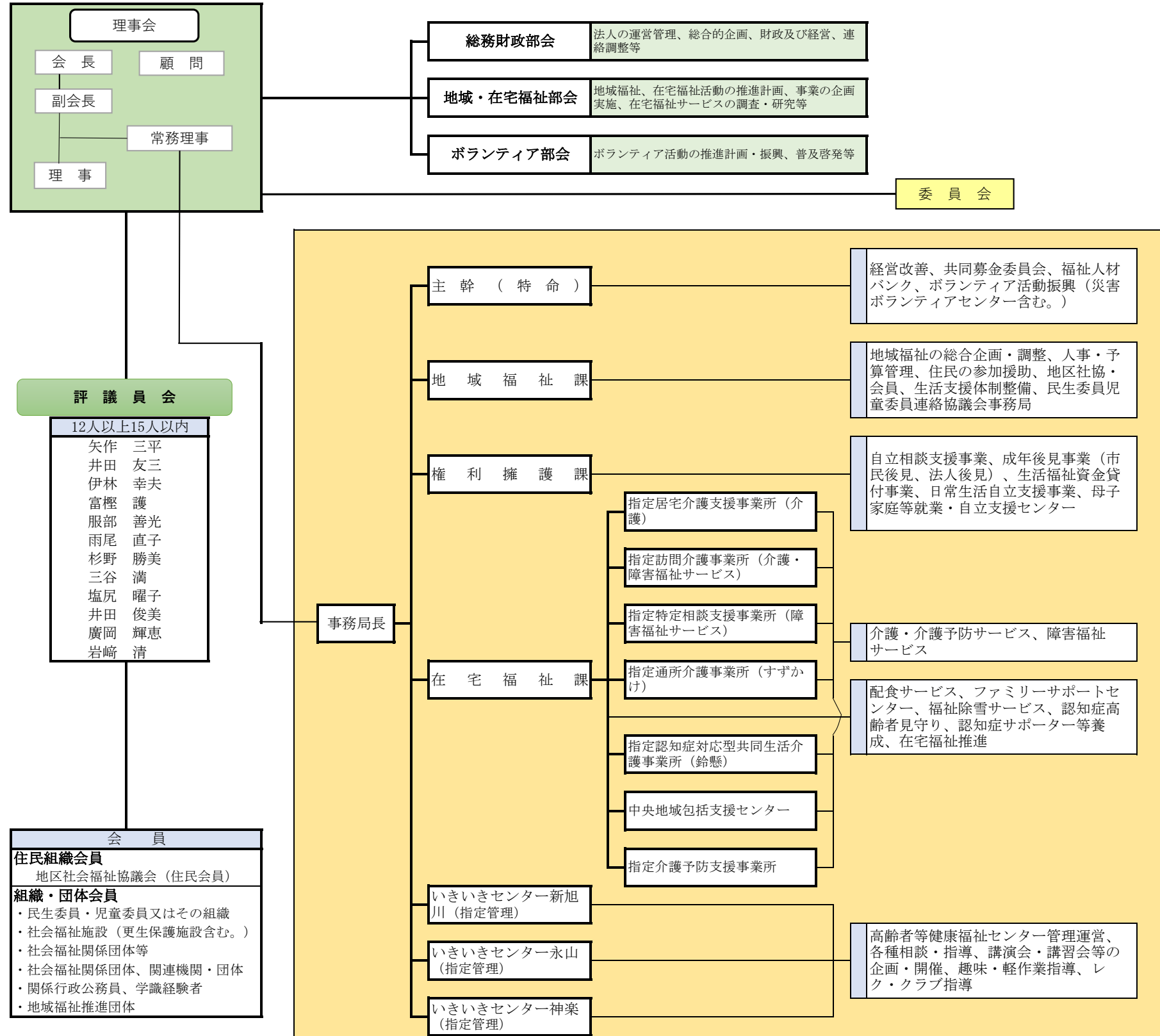


# 社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会機構図 (R2\_6\_30)



法人の概要		
1 設立	昭和26年7月25日	
2 認可	昭和28年4月9日	
3 所在	旭川市5条通4丁目 893番地の1 旭川市ときわ市民ホール1階	

理事会 (8人以上11人以内)	
会長	大沼 克己
副会長	市川 勝己
副会長	高瀬 善朗
副会長	柏葉 健一
常務理事	岡田 政勝
理事	桑畑 保夫
理事	佐々木 和雄
理事	松山 直
理事	谷 澄江
理事	山下 由紀夫
理事	金澤 匡貢
監事 (定款第17条) 3人	
深田 陽子	
金庭 謙一	
杉本 啓二	
事務局 (令和2年6月1日現在)	
事務局長	1人
主事 (市派遣1人含む。)	18人
嘱託	76人
非常勤	68人
計	163人

顧問 (定款第26条) 若干名	
旭川市長	西川将人
旭川市議会議長	安田佳正
旭川商工会議所会頭	新谷龍一郎
旭川市民生委員児童委員連絡協議会会長 (道民児連会長理事)	佐川 徹
部会 (各部会10人以内)	
部会長 (副会長)	1人
副部会長 (部会長指名)	2人
部会員 (理事、評議員)	
委員会	
部会によりがたい事項について調査、研究、企画立案等を担う。	

- | 定款掲載事業 (概要) |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1)         | 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施           |
| (2)         | 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助        |
| (3)         | 社会福祉を目的とする事業に関する調査、調整、宣伝、助成等  |
| (4)         | 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 |
| (5)         | 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡    |
| (6)         | 共同募金事業への協力                    |
| (7)         | 福祉人材バンクの業務の実施                 |
| (8)         | 福祉サービス利用援助事業                  |
| (9)         | ボランティア活動の振興                   |
| (10)        | 老人居宅介護等事業の経営                  |
| (11)        | 老人デイサービス事業の経営                 |
| (12)        | 老人介護支援センターの経営                 |
| (13)        | 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営           |
| (14)        | 障害福祉サービス事業の経営                 |
| (15)        | 特定相談支援事業の経営                   |
| (16)        | 移動支援事業の経営                     |
| (17)        | 生活福祉資金貸付事業                    |
| (18)        | 自立相談支援事業                      |
| (19)        | 成年後見事業                        |
| (20)        | 母子家庭等就業・自立支援センター事業            |
| (21)        | 配食サービス事業                      |
| (22)        | ファミリーサポートセンター事業               |
| (23)        | 福祉除雪サービス事業                    |
| (24)        | 認知症高齢者見守り事業                   |
| (25)        | 認知症サポーター等養成事業                 |
| (26)        | 高齢者等健康福祉センターの経営               |
| (27)        | 生活支援体制整備事業                    |
| (28)        | 居宅介護支援の事業                     |
| (29)        | 短期利用生活介護の事業                   |
| (30)        | 地域包括支援センターの事業                 |
| (31)        | 介護予防支援の事業                     |
| (32)        | 旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営           |
| (33)        | その他法人の目的達成のために必要な事業           |

**【定款第4条】 (経営の原則) ①この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。②この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。**